

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各付属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第137号、丙地発第10号
丙少発第21号
平成30年7月11日
警察庁生活安全局長

通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について（通達）

子供の犯罪被害を防止するための施策については、「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」（平成11年12月16日付け警察庁乙生発第16号ほか）、「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進について（通達）」（平成26年2月6日付け警察庁丙生企発第15号ほか。以下「旧通達」という。）等に基づき推進しているところであるが、平成30年5月、新潟県新潟市において下校中の女子児童が殺害される事件が発生するなど、依然として、通学路等において子供が被害者となる凶悪犯罪が発生し、国民に著しい不安を与えていることから、地域社会全体で未然防止対策に取り組むことが重要である。

政府では、この種事件の再発を防止するため、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催し、同会議において平成30年6月22日に「登下校防犯プラン」が決定された。

各都道府県警察においては、下記の点に配意し、関係機関・団体及び地域住民等と連携して、通学路等における子供の安全確保のための対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 通学路等における警戒活動等の推進

不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。以下同じ。）や地域における犯罪の発生実態、関係者が連携して実施する通学路の防犯の観点による合同点検等により把握された危険箇所を踏まえて、登下校時間帯等における警察官による警戒・パトロールの重点的な実施を図るとともに、不審者に対する職務質問を積極的に実施すること。また、スクールサポーターや防犯ボランティア等の関係団体が行う見守り活動について、危険箇所への重点的な配置を助言するなど、関係団体との連携にも配意すること。さらに、子供に対する犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案については、警察本部の子供女性安全対策班をはじめ、警察の関係部門間で情報の共有を図り、行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動を推進すること。

なお、犯罪発生時においては、情報が断片的又は不明確な場合であっても、事案の重大性に鑑み、迅速かつ広範囲に手配を実施するなど、的確な初動警察活動がなされるよう留意すること。

2 不審者情報等の共有及び提供

不審者情報等については、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、教育委員会、学校、地域住民、保護者、児童等に対し、発生場所・被害態様に関し、見守りの配置・ルートの変更等に直接役立つようなより粒度の高い情報、保護者等が取り得る防犯対策、提供した情報に係る検挙情報等、受信者側の対応に資する情報を各種広報媒体を活用してタイムリーに提供すること。

また、不審者情報等について、警察へ通報や相談が確実に行われるよう、教育委員会、学校、地域住民、保護者、児童等に働きかけ、不審者情報等が潜在化せずに、迅速かつ遺漏なく把握できるよう努めること。

これらの活動に当たっては、夜間や休日を含め、不審者情報等の情報共有が迅速かつ確実に行われるよう、警察署と学校の間で連絡担当者や連絡方法を決めて、不審者情報等を直接共有する体制を確立するとともに、学校警察連絡協議会やスクールサポーター制度等の効果的な活用に配慮すること。

3 関係機関・団体等との連携

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」に参画し、必要な助言等を行うこと。

(2) 多様な担い手による見守り活動の推進

「持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進について(通達)」(平成28年3月17日付け警察庁丙生企発第52号)に基づき、見守り活動や青色回転灯装備車(青パト)によるパトロールを行う防犯ボランティア団体等に対し、積極的な表彰、活動の周知・情報発信、関係者との交流の場の提供等の各種支援を実施するとともに、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等を推進すること。その際、通学路等において事業活動を行う自動車運送業者等(タクシー業者、宅配業者等)に対し、見守り等への協力依頼に努めること。

(3) 「子供110番の家・車」等への支援等

危険に遭遇した子供の一時的な保護や警察への通報等を行う「子供110番の家・車」等の実施主体や、子供が立ち寄る施設、店舗、学習塾等の管理者等に対し、不審者等を発見した時の対応について、より実践的・具体的な指導・研修を行うとともに、見守りへの協力や不審者情報等の受信を依頼するなど、支援を強化すること。

(4) 通学路等における環境面の改善

通学路や不審者事案の発生場所及びこれらの事案が発生する危険性のある場所については、教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ等と連携し、随時、防犯の観点による合同点検を実施するなどして、

- 人や車の通りが少ない場所や見通しの悪い場所での見守り活動やパトロール等の実施

- 防犯カメラの設置
 - 落書き消去等の環境美化活動
 - 公共施設の損壊改修や公共掲示板の掲示物等の整理
 - 歩車道間のガードレール等による分離
 - 沿道にある草木等の植栽管理
 - 駐車場や空き家等の侵入規制措置
 - 街路灯の設置や門灯の点灯促進
 - 子供110番の家の拡充
- 等、環境面の改善に努めること。

4 防犯教育の推進

子供を対象とした犯罪等については、行為者が甘言や詐言を用いるもの、暴行や脅迫、あるいは刃物等の凶器による傷害、車両を使用しての略取など、極めて悪質な手口により犯罪が敢行される実態にあることから、学校等において防犯教室等を実施する場合においては、これらの被害実態を踏まえ、行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事案に遭遇した場合の初期的対応訓練など、子供に危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を学校等と連携して推進すること。